



洗場（美条 3-1-6 及び 7）

手指及び器具用の流水設備*。洗髪を行う場合は別に流水式洗髪器を設置。

* 流水設備は水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 1 項に規定する水道（規則で定める水道に限る。）から給水され、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 3 項に規定する公共下水道又は浄化槽に排水される構造。



消毒済器具（美条 3-1-4）

容器を設置（格納戸棚又は密閉容器等）

未消毒器具（美条 3-1-4）

容器を設置

根拠法令等

美容師法（法）

大田区美容師法施行条例（条）

大田区美容師法施行規則（区規）